

別紙 5 - 4 (第21条第4項関係)

生活援助従事者研修における通信の方法による研修の取扱い

通信時間数について

通信による研修のほか、通学による研修もバランスよく実施するよう努めることとし、全カリキュラム59時間のうち、各科目の上限を超えない範囲で最大合計29時間について実施することができるものとする。

各科目の通信時間の上限は別表のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。

別表

通信学習の場合の通信時間数の上限

1 通信学習の総時間上限・・・29時間

2 各科目あたりの上限・・・下表による。

科目	総時間	通信時間(上限)
1 職務の理解	2 時間	0 時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間	3 時間
3 介護の基本	4 時間	2 . 5 時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	3 時間	2 時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	3 時間
6 老化と認知症の理解	9 時間	5 時間
7 障害の理解	3 時間	1 時間
8 こころとからだのしくみと生活支援	2 4 時間	1 2 . 5 時間
9 振り返り	2 時間	0 時間
合計	5 9 時間	2 9 時間